

第5 令和8年度の成果目標と第6期計画の進捗状況

計画の策定にあたり、国から示された指針に基づくとともに、第6期計画までの進捗状況や障害福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の結果等から本市の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定しました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者数

令和4年度末時点における福祉施設の入所者数は、536人です。

本市では、国が示した値（地域生活移行者6%以上）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約3.4%、18人が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	備考
基準日の全入所者数 A	536人	令和4年度末の施設入所者数
【令和8年度末目標値】 地域生活移行者数 B	18人 3.4%	上記のうち、地域のグループホームや自宅等への移行者数 (割合は、 $B \div A$)

・第6期計画における進捗状況

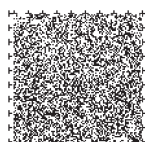
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み(※1)	累計 (4年間)	目標値
移行者数	6人	1人	2人	3人	12人	19人
基準日全入所者数との比率	1.12%	0.18%	0.37%	0.56%	2.23%	3.6%
全国比率(※2)	1.25%	1.09%	1.13%	1.22%	4.69%	6.0%

※1 令和5年度の見込み数：令和2年度から令和4年度までの移行者数の平均値

※2 全国比率は「成果目標に関する参考資料」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成）から抜粋（令和4年以降は推計値）

(2) 減少見込入所者数

本市では、国が示した値（入所者数の5%以上を削減）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約1.1%、6人分の入所者を減少させることを目標とします。



項目	数値	備考
基準日の全入所者数 A	536人	令和4年度末の施設入所者数
【令和8年度末目標値】 減少見込み入所者数 B	6人	上記のうち、令和8年度末時点の施設入所者数の見込みおよび減少数見込み（割合は、 $B \div A$ ）
	1.1%	

・第6期計画における進捗状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
				見込み(※)	目標値
年度末現在の全入所者数	533人	539人	536人	533人	527人
基準日(令和4年度末)入所者数536人からの減少数	3人	▲3人	0人	3人	9人
基準日全入所者数との比率	0.6%	▲0.6%	0%	0.6%	1.6%
全国比率	0.5%	0.8%	0.6%	2.5%	1.6%

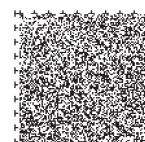
※ 令和5年度の見込み数：直近3年の減少者数の最大値

2 一般就労への移行等

(1) 一般就労移行者数

本市では、国が示した値を勘案し、令和8年度中に令和3年度年間一般就労移行者実績の1.28倍の72人が、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを目標とします。

項目	数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数 A	56人	
【令和8年度末目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 B	72人	倍率は、 $B \div A$
	1.28倍	
Bのうち就労移行支援事業を通じて移行した者の数	42人	令和3年度の実績(32人)に国の示した倍率(1.31倍)を乗じて得た数
Bのうち就労継続支援A型事業を通じて移行した者の数	15人	令和3年度の実績(12人)に国の示した倍率(1.29倍)を乗じて得た数
Bのうち就労継続支援B型事業を通じて移行した者の数	15人	令和3年度の実績(12人)に国の示した倍率(1.28倍)を乗じて得た数



・第6期計画における進捗状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み(※1)	目標値
年間一般就労移行者数	39人	56人	60人	64人	72人
基準年度(令和元年度) 実績57人との倍率	0.7倍	1.0倍	1.1倍	1.1倍	1.27倍
全国の倍率(※2)	0.8倍	1.1倍	—	—	1.27倍

※1 令和5年度の見込み数：(令和4年度移行者数60人) × 前年増加率(1.07) = 64人

※2 全国の倍率は「成果目標に関する参考資料」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成)から抜粋

(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合

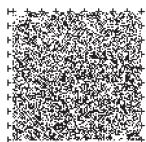
国の基本指針に基づき、令和8年度に就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

項 目	数 値	備 考
令和8年度の 就労移行支援事業所数 A	8か所	
【令和8年度末目標値】 就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合 B	4か所 5割	割合は、 $B \div A$

(3) 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち令和3年度就労定着支援事業利用者実績の1.41倍の10人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和3年度の 就労定着支援事業利用者 A	7人	
【令和8年度末目標値】 就労定着支援事業の 利用者数 B	10人 1.41倍	倍率は、 $B \div A$



・第6期計画における進捗状況

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合（令和5年度一般就労者数（推計）72人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
就労定着支援事業利用者数	6人	7人	7人	8人	50人
就労定着支援事業利用者の割合	2割	1割	1割	1割	7割

※ 令和5年度の見込み数：（令和4年度利用者数7人）×平均増加率（1.08）＝8人
平均増加率：前々年度の増加率と前年度増加率の平均値

(4) 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業の就労定着率については、国の基本指針に基づき、就労定着支援事業のうち、就労定着率が7割以上の事業所が就労定着支援事業所全体の5割となることを目標とします。

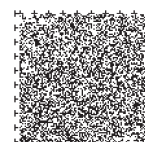
項 目	数 値	備 考
令和8年度の 就労定着支援事業所数 A	2か所	
【令和8年度末目標値】 就労定着率が7割以上の 就労定着支援事業所数 B	1か所 5割	割合は、 $B \div A$

※ 就労定着率：過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42日以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいう。

・第6期計画における進捗状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
就労定着支援事業所数	2か所	2か所	2か所	3か所
就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所数	1か所	1か所	1か所	2か所
割合	5割	5割	5割	7割

※ 令和5年度見込値
※ 就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合



3 障害児支援の提供体制の整備

(1) 児童発達支援センターの設置

本市では、児童発達支援センターが2か所設置されております。障がいの重度化・重複化に対応し、児童発達支援センターを中核とした重層的な体制の構築を目指すとともに、地域支援機能を強化することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進を図ります。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重度心身障害児を支援する発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所は既に1か所以上確保されておりますが、今後は、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう地域におけるニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

(3) 医療的ケア児等を支援するための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

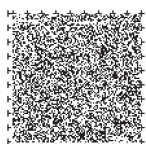
函館地域障害者自立支援協議会において協議を行うとともに、医療的ケア児等と家族のための支援ガイドブックによる情報提供を行います。また、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について関係者に周知し受講を促すことで、修了者の増員を図ります。

4 相談支援体制の充実・強化等について

平成27年度に設置した基幹相談支援センターにおいて、引き続き、様々な障がい種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域における相談支援体制の強化を図るため、相談支援事業所の従事者に対する指導、助言等を行うほか、地域における身近な相談窓口として令和4年度から福祉拠点と位置付け、自立相談支援機関を併設した市内10か所の地域包括支援センターにおいて、各福祉拠点と障がい支援機関との連携を強化し、より適切な障害福祉サービスの活用や専門的な相談支援への繋ぎなどによる支援の充実を図ります。

さらに、函館地域障害者自立支援協議会において、関係機関が抱える困難ケースなどの個別事例の検討を行い、地域の支援体制のさらなる充実を図ります。



項目名	令和4年度実績
総合的・専門的な相談支援の実施	有
地域の相談支援体制の強化	
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件
地域の相談支援事業所の人材育成支援件数	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12件
福祉拠点（地域包括支援センター）における相談支援の実施	有
協議会における個別事例の検討	
専門部会の設置数	5
専門部会の実施回数（頻度）	6回（2か月毎）

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施

函館市高齢者・障がい者虐待防止研修会などを通じて、障害福祉サービス事業所従事者の資質の向上に取り組みます。

さらに、障害福祉サービス事業所等に対する集団指導や指導監査を通じて、その適正な運営の確保を図ります。

また、北海道や函館地域自立支援協議会が実施する研修へ市職員が参加することにより、障害福祉サービス等への理解を深め、適切な相談支援の実施に努めます。

6 地域生活支援の充実

令和2年度から地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）の運用を開始するとともに、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置しており、引き続き、運用状況を函館地域障害者自立支援協議会で報告し、年1回以上運用状況の検討を行います。

また、障害福祉サービスの利用に係る障害支援区分認定調査により、強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）との連携に努め、必要な支援を行います。

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を毎年度1回以上開催し、支援体制づくりを推進します。

